「伊方原発第２次提訴の原告募集」

伊方原発をとめる大分裁判の会
870-0802大分市田の浦12組
事務局長　小坂正則
電話097-529-5030
携帯090-1348-0373

私たちは9月28日に大分地裁へ「伊方原発2号、3号」の運転差し止めを求めて提訴しました。引き続き第2次提訴の原告を募集しますので、注意事項をお読み頂いてご参加ください。
原告にはなれないが裁判を応援したい方は応援団になれます。その方は「応援団加入用紙」に必要事項を記入して、振り込み用紙にて送金願います。

なお、すでに松山及び広島で行われている伊方原発訴訟の原告の方は大分訴訟の原告にはなれません。ただし応援団にはなれます。玄海原発訴訟の原告の方は大分訴訟の原告にはなれます。そのほかご不明な点がありましたら上記へお問い合わせください。

原告となるための注意事項

①裁判で敗訴しても原告が何らかの不利益を被ることは原則としてありません。

敗訴した場合、被告側は訴訟費用を請求できますが、これまで電力会社は請求したことはありません。もし、請求してきた場合にはカンパなどで賄う予定です。

②原告は裁判所に出向く必要は一切ありませんが、原告席にて裁判に参加することはできます。

③大分県内在住者のみ訴訟の原告となれます。県外の方は応援団に加入願います。

④原告になるには1人1万円の訴訟費用が必要です。（夫婦で入る場合も1万円です）
⑤家族で原告となる場合は「原告申込用紙」に連名でご記入願います。
⑥原告になるには1人1枚の「訴訟委任状」が必要です。1世帯の家族で複数の方が原告となる場合でも、それぞれ1人1枚の委任状が必要です。

⑦委任状は本人の直筆で記入し、お名前の最後と上部の2カ所に印鑑を押印してください。
⑧何らかの理由で原告を下りたいときにはいつでも下りることができます。
⑨原告が大分県から転出した場合でも、自ら原告を下りる必要はありません。

応援団やカンパの受付について

応援団はどなたでもなれます。年会費は（1口千円で3口希望）をお願いいたします。

カンパも募集しています。振り込み用紙に「カンパ」とご記入の上送金願います。
原告は年会費等不要です。ただし、カンパは大歓迎です。

郵便振込先　「伊方原発をとめる大分裁判の会」　01710-7-167636